

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）等について

1 賦課限度額の引き上げについて

賦課限度額とは、納税義務者（世帯主）に課税される年間の上限額のことです。

本市は、平成 29 年度以降、国基準と同額としており、このたび、地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額が改正されたため、国基準に合わせるよう改正するものです。

国は、被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯の割合を 1.5% に近づけるよう段階的に引き上げを行っており、改正により、中低所得者層における税率の伸び率の抑制が図られています。

(1) 賦課限度額の改正案（諮問事項）

区分	改正前 (国基準額)	改正後 (国基準額)	影響額
基礎課税額（医療分）	63 万円	65 万円	2 万円増
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	19 万円	20 万円	1 万円増
介護納付金課税額（介護分）	17 万円	17 万円	変更なし
合計	99 万円	102 万円	3 万円増

(2) 改正による影響（令和 4 年 3 月 31 日現在）

区分	対象世帯数	賦課限度額超過世帯数・超過額※（下段）		影響額
		改正前	改正後	
医療分	6,067	76 (1.25%)	70 (1.15%)	1,384 千円増
		43,011 千円	41,627 千円	
支援分	6,067	110 (1.81%)	102 (1.68%)	1,024 千円増
		19,378 千円	18,354 千円	
介護分	2,535	39 (1.54%)	39 (1.54%)	変更なし
		5,602 千円	5,602 千円	

→改正による影響がある世帯は、令和 3 年度賦課状況の試算で、医療分が 76 世帯（70 世帯が 2 万円の負担増、6 世帯が 2 万円までの負担増）、支援分が 110 世帯（102 世帯が 1 万円の負担増、8 世帯が 1 万円までの負担増）

(参考 1) 国における賦課限度額該当世帯の割合（令和 4 年度推計）

	前年度（R 3）	引上げ前（R 4）	引上げ後（R 4）
医療分	1.67%	1.86%	1.76%
支援分	1.87%	2.05%	1.86%
介護分	0.96%	1.05%	1.05%
合計	1.52%	1.68%	1.58%

(3) 超過世帯に該当する世帯の例

(ア) 1人世帯の場合 (40歳以上1人)

区分	賦課限度額に到達する所得 (給与収入)	
	改正前	改正後
医療分	9,815 千円 (11,465 千円)	10,149 千円 (12,099 千円)
支援分	7,946 千円 (9,896 千円)	8,400 千円 (10,350 千円)
介護分	8,153 千円 (10,103 千円)	8,153 千円 (10,103 千円)

(イ) 3人世帯の場合 (40歳以上夫婦、子ども1人)

区分	賦課限度額に到達する所得 (給与収入)	
	改正前	改正後
医療分	9,012 千円 (10,962 千円)	9,345 千円 (11,295 千円)
支援分	7,137 千円 (9,087 千円)	7,591 千円 (9,541 千円)
介護分	7,622 千円 (9,572 千円)	7,622 千円 (9,572 千円)

2 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応について

(1) 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者(※)が感染した場合(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。)に休みやすい環境を整備するため、国の財政支援に基づき傷病手当金を支給しました。

(支給実績)

令和3年度 16件、支給額 822,160円 (令和4年3月31日時点)
 令和2年度 3件、支給額 284,072円

(※) 被用者：個人事業主ではなく、他人に雇われている労働者のこと

(2) 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡や重篤な傷病を負った場合、また、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯について、国民健康保険税の減免を実施しました。

(減免実績)

令和3年度 36件、減免額 4,883,100円 (令和4年3月31日時点)
 令和2年度 95件、減免額 17,296,400円